

重症児に関する歴史と守る会の活動（年表）

- 1946年 日本赤十字産院小児科医小林提樹氏 慶応病院及び日赤産院で障害児外来開始
- ・産院で出産した母親に生み捨てられた障害児を小児科病棟に受け入れる
- 1948年 児童福祉法施行
- ・児童福祉法が施行されたが、重度の障害児は施策の対象にならなかった
- 1955年 小林提樹氏による障害児についての勉強会「日赤両親の集い」始まる
- 1957年 小林提樹氏は児童福祉法の対象とならない心身障害児の実状を公の場で訴える
- ・島田伊三郎氏 多摩村の建設用地 34,327.62 m²を寄付
- 1961年 島田療育園開設（初代園長に小林提樹氏）
- ・島田療育園の運営費確保のため、親の有志が、初めて厚生省に陳情活動
「社会の役に立たないものに国の予算は出せない」と言われた
 - ・重症心身障害研究委託費の名目で初の国家予算 400 万円獲得 ※（註：以下略）
- 1963年 「重症心身障害児の療育について」厚生省事務次官通達
- ・初めて重症児の概念（定義）を明確化、18歳以上は入所対象からはずされた
 - ・施設入所療育費（重症児指導費）は施設運営費として公費負担となる
 - ・びわこ学園開設（園長 岡崎英彦氏）
 - ・水上勉氏「拝啓池田総理大臣殿」を中央公論に発表、障害児施策の充実を訴える
 - ・全国各紙、NHK、TBSが障害児問題キャンペーン
- 1964年 全国重症心身障害児（者）を守る会結成
- ・重症児施設の法制化、年齢制限の撤廃等の要望を決議し陳情活動・療育相談を開始
 - ・「両親の集い」小林先生より守る会が引き継ぐ
 - ・秋津療育園 重症児施設に認可（草野熊吉理事長）
 - ・職員確保が深刻な問題となり、秋田おばこ天使開始

(島田・秋津療育園の看護師確保策)
- 1966年 国立療養所（480床）、整肢療護園（40床）に重症児病棟設置 ※
- ・職員処遇改善（国立療養所の重症児病棟勤務職員の給与に調整額 20%加算を確保） ※
- 1967年 重症心身障害児施設（国立療養所の委託病床含む）法制化（児童福祉法改正） ※
- ・年齢制限なく入所が可能となった（児者一貫制度の実現）
 - ・付帯決議：知的障害又は肢体不自由が重度で家庭療育が困難な障害児が、知的障害